

## 郡山市立公民館共催事業負担金交付要綱

平成24年12月12日制定

令和6年4月1日一部改正

[教育総務部生涯学習課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の各種団体等と公民館が共催して行う教育、学術、文化及びスポーツに関する事業の円滑な運営を図るため、事業の実施主体となる各種の実行委員会等（以下「実行委員会等」という。）に対する郡山市共催事業負担金（以下「負担金」という。）の交付に關して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(負担金の交付対象者等)

第2条 負担金の交付対象者及び交付対象事業は別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 負担金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び交付の対象とならない経費（以下「対象外経費」という。）は次の各号に定めるとおりとし、負担金の額は対象経費から対象外経費を除く予算の範囲内で定める額とする。

- (1) 対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金
- (2) 対象外経費 記念品、参加賞、手土産代、実行委員会等の構成員に対する謝礼金、実行委員会等の構成員の食事代、事業の主要部分に係る委託料、上部組織等への会費及び負担金、各種団体等に対する負担金、交際費、慶弔費及び積立金

(交付の申請)

第4条 実行委員会等は、負担金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、別表2に定めるとおりとする。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であつて、負担金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第7条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第8条 実行委員会等は、事業が完了したときは、当該事業の完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、別表3に定めるとおりとする。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により実行委員会等に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合又は確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月12日から施行し、平成25年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度分の負担金について適用する。

別表1 (第2条関係)

交付対象者	交付対象事業
郡山市民文化祭実行委員会	郡山市民文化祭のために実施する事業
地区・地域文化祭を運営する実行委員会等	地区・地域文化祭のために実施する事業
各種総合スポーツ振興事業を運営する実行委員会等	総合スポーツ振興事業
各種公民館分館事業を運営する実行委員会等	公民館分館事業

別表2 (第4条関係)

交付対象事業	必要書類
郡山市民文化祭のために実施する事業	実行委員会設置要綱、実行委員名簿、実施要項、行事一覧
地区・地域文化祭のために実施する事業	実行委員会設置要綱、実行委員名簿、実施要項
総合スポーツ振興事業	
公民館分館事業	

別表3 (第8条関係)

交付対象事業	必要書類
郡山市民文化祭のために実施する事業	行事実績報告
地区・地域文化祭のために実施する事業	事業の実施内容を示す書類
総合スポーツ振興事業	
公民館分館事業	